

非正規公務員問題を視野に入れた公契約運動の展開を

川村 雅則

はじめに

業界団体の反対が根強く、膠着状態に陥っていた札幌市の公契約条例案は、9月から始まった第3回定例市議会で、いったん撤回された。議会への最初の提案から実に約1年半が経過していた。その後、修正案が市から提出されたものの、今後審議がどう進んでいくのかは、本稿を執筆時点ではわからない。そこで本稿では、公契約運動と同時並行で筆者が取り組んできた非正規公務員問題の調査研究活動を紹介し各地の運動に役立てていただきたい。

公契約運動と非正規公務員問題

なるほど、非正規公務員は公契約条例の対象ではない。だが公契約運動の中心的なねらいをあらためて想起されたい。公契約運動は、自治体が締結する公契約の領域（公共事業、業務委託、指定管理者など）で働く労働者の低賃金問題や不安定雇用問題などを端緒としている。自治体（官）がワーキングプアをつくってよいのか、という抗議がそこにはこめられていた。

であるならば、官製ワーキングプアのもう一つの巨大な塊である、非正規公務員にも目を向ける必要が当然あるだろう。自治体の窓口業務でも保育所でも、私たちの暮らしを支える公共サービスの仕事を何か思い浮かべてもらいたい。直接雇用の非正規公務員によってそれが提供されているときには等閑視し、アウトソーシング（民営化）されたらば、条例で救済しようと働きかけるのでは、「なくそう！官製ワーキングプア」運動の一貫性がとれまい。手順があるのは言うまでもないが、自治体「内部」と「外部」の両者を視野に入れた運動が必要ではないか。

自治体職場も3人に1人は非正規職員

実際、非正規公務員の規模は増加の一途をたどっている。

図表1 地方公共団体で働く臨時・非常勤職員数
単位：人、%

職員数	合計	特別職非常勤職員	一般職非常勤職員	臨時的任用職員
	603,582	231,209	127,390	244,983

注1：職員数は2012年4月1日現在。

注2：調査対象は、任期期間が6ヶ月以上又は6ヶ月以上となることが明らか、かつ、週19時間25分以上勤務の者。

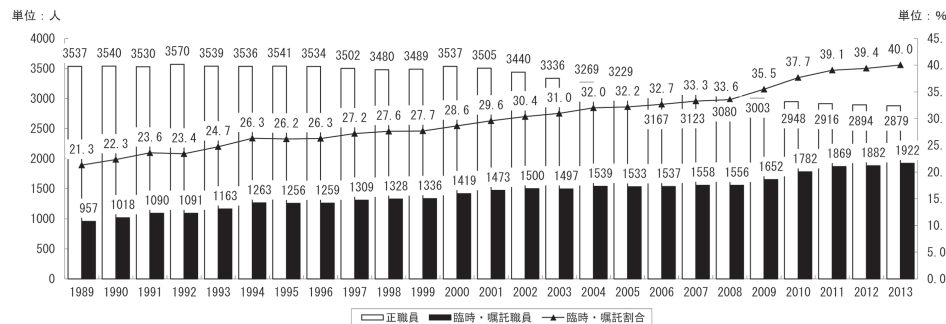
出所：総務省（2013）より作成。

総務省の調査¹によれば、地方公共団体で働く臨時・非常勤職員（非正規公務員）は、2012年時点で約60万人に及ぶ（図表1）。全日本自治団体労働組合（自治労）調べでは約70万人と推定されている。両者の差は対象範囲の違いなどによるが、いずれにせよ、公共サービス需要の増加・多様化の一方で、公務員定数や自治体財政が削減されるなか、自治体職場でも非正規はいまや3人に1人の水準に至った。

詳細は省くが、本来、臨時的なあるいは緊急的な業務に限って雇用されるはずの彼らが、法制度の整備もないまま（「法の狭間」に置かれたまま）、なし崩し的に増やされている。非正規とはいえ「公務員」だからという形式論で、労働者としての権利が不当に制約されている状況にある。

こうした放置は許されない。そう考え、筆者の研究室では、自治労加盟の旭川市職員労働組合（旭川市職労）と共同で、旭川市に雇われ働く臨時・非常勤職員を対象に調査を行った。調査結果の詳細は、拙稿²を参照にしてみようとして、ここで提起したいのは、自治体からの基礎データの収集作業だ。基礎データだけでもかなりのことがわかる。

図表2 旭川市における正職員及び臨時・非常勤職員数の推移



注：各年4月1日時点の人数。正職員の人数は、総務省「地方公共団体定員管理調査」による。
出所：旭川市提供資料より作成。

図表3 部局別に見た正職員及び臨時・非常勤職員数（2013年4月1日現在）

部局	正職員 (人)	臨時・非常勤職員	
		人数 (人)	割合 (%)
福祉保険部	257	121	32.0
子育て支援部	122	313	72.0
学校教育部	121	671	84.7
社会教育部	117	146	55.5
市立旭川病院	521	261	33.4

注：紙幅の都合で臨時・非常勤が100人以上の部局に限定する。
出所：図表2に同じ。

図表4 職種別に見た嘱託（非常勤）職員の賃金月額

職種	金額 (円)
相談員・調査員・指導員・用務員 清掃員・施設管理人・警備員	134,400
司書	153,300
看護師	153,300
給食調理員	137,500

出所：図表2に同じ。

員の賃金を示す（図表4）。職種によっては差があるとはいえ、たとえフルタイムであっても、国家資格を有する専門職であっても、みな様に賃金水準は低い。アンケート

でも、年間総収入は9割超が200万円未満だった。旭川市では非正規には諸手当も一時金も支給されていない。

まとめに代えて

繰り返しになるが、公契約のあり方の是正・適正化をねらう、公契約条例は、そもそも非正規公務員をその救済の対象としていない。それは、

自治体の非正規公務員規模と、賃金・労働条件の把握を

例えば図表2は、雇用形態別に見た職員数の推移だが、平成元年には20%程度だった非正規割合は増加を続け、現時点では40%に達した。逆に、3,500人前後で推移してきた正職員は、2000年代から減り続けている。ちなみに、部局別にみると（図表3）、「学校教育部」で人数が多いが、ここでの臨時・非常勤とは、用務員や給食調理員などあくまでも市で採用されている職員であり、北海道教育委員会で採用されている非正規職員（教員）は対象外である。つまり、ここに示されている以上に非正規で働く者は多いということになる。

さて、かくも大量の、不安定な雇用の規模を確認した後は、可能な限り、賃金・労働条件に関するデータの収集が必要だ。ここでは嘱託職

条例の欠陥ではない。問題は、運動の側がそういう発想で線引きをすることなく、「なくそう！官製ワーキングプア」運動に取り組んでいるかどうかだ。

ただ、一方でこうした、この問題の範囲の広さ・深刻さは、言い換えれば、例えば建設や公務など、地域における多様な労働組合関係者による共同の可能性を示唆するものでもあろう。我々も、道内各地における豊かな運動実践とその交流を展望したい。

（かわむら まさのり 北海学園大学准教授）

1 総務省「地方公務員の臨時・非常勤職員について」2013年3月29日発表。http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/01gyosei11_02000031.html

2 拙稿（2013）「官製ワーキングプア問題（I）地方自治体で働く非正規公務員の雇用、労働」『北海学園大学開発論集』第92号。http://www.econ.hokkai-s-u.ac.jp/~masanori/indexからダウンロード可。